



あなたと町政を結ぶ

# 議会だより

2019  
11月臨時会  
号外

## 身延町議会基本条例を制定しました



柿島良行 議長

議会では、町民の皆様に親しんでいただける議会、気軽に話しかけてもらえる議会を目指し、議会・議員の活動や議会改革の推進をどうしたら活性化できるのか常日頃から考えていました。

ここに、身延町議会基本条例を10月1日に制定し、多くの課題に対し、町民の皆様の視点に立った政策立案・提言が行えるよう議会機能の充実強化に取り組んでいく所存であります。

議会基本条例は、議会改革の理念やこれらの取り組みを内容とした、身延町議会の最高規範として定めたものです。

議員一同、この条例に基づき、議会及び議員活動の活性化に努めますので、これまで以上のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 議会基本条例とは

議会及び議員の役割や町民と議会の関係、議会と行政の関係などを明らかにするとともに、議会の目指すべきものや、そのあるべき姿を定めることにより、議会の活性化を図り、民主的な町政の発展及び町民の福祉の増進に寄与するための条例です。

### 議会基本条例の必要性

地方分権に伴い、地方自治体は自らの判断と責任により、地域の実情に沿った行政を展開していくなければなりません。

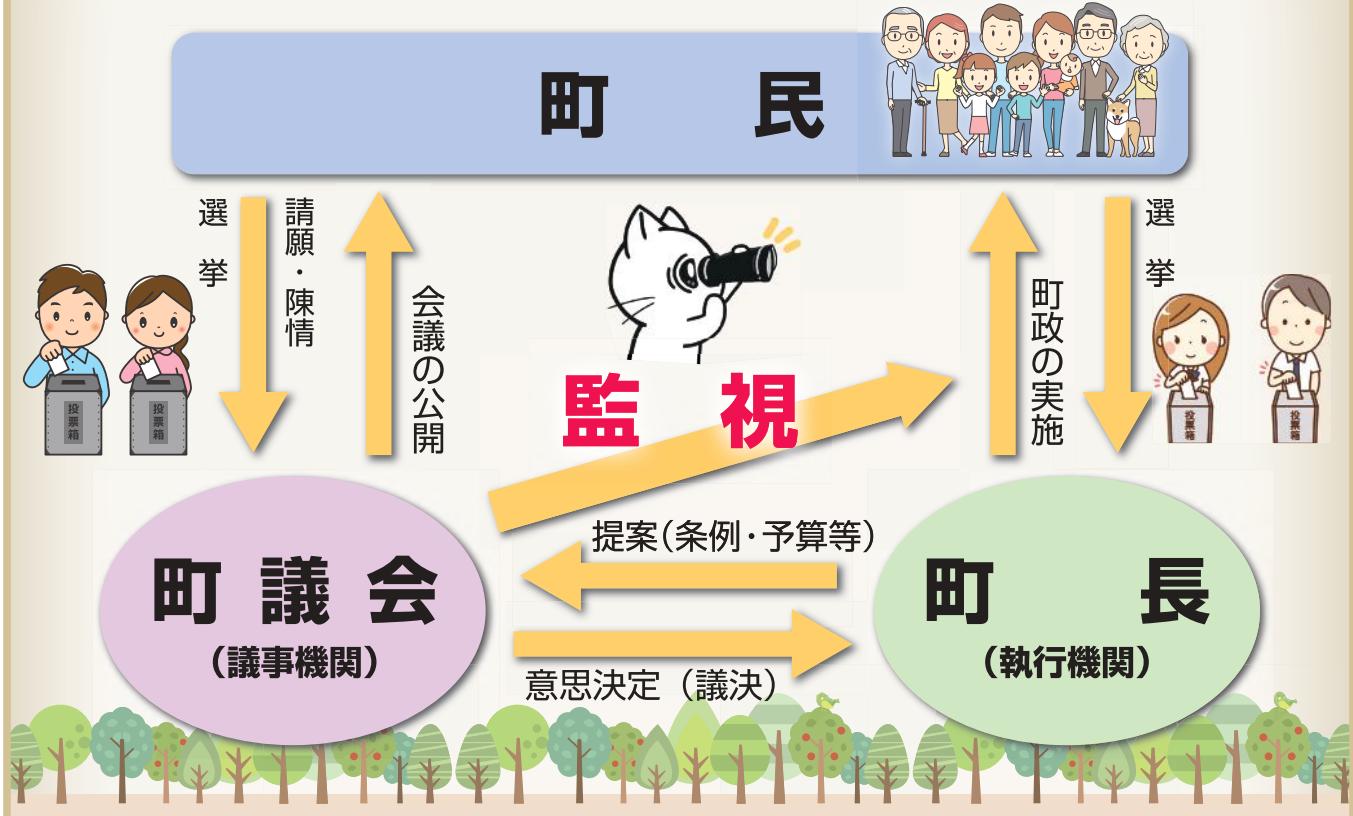
議会はこれまで以上に執行機関の監視機能を十分に発揮するとともに、政策立案機能を強化することが求められています。

議会が町長と対等の機関として、その地方自治体の運営の基本的な方針を決定し、その執行を監視し、また積極的な政策提案を通して議員一人ひとりがその職責を自覚し、議会改革の取り組みを継続し、発展させることを目的として、議会基本条例を制定しました。

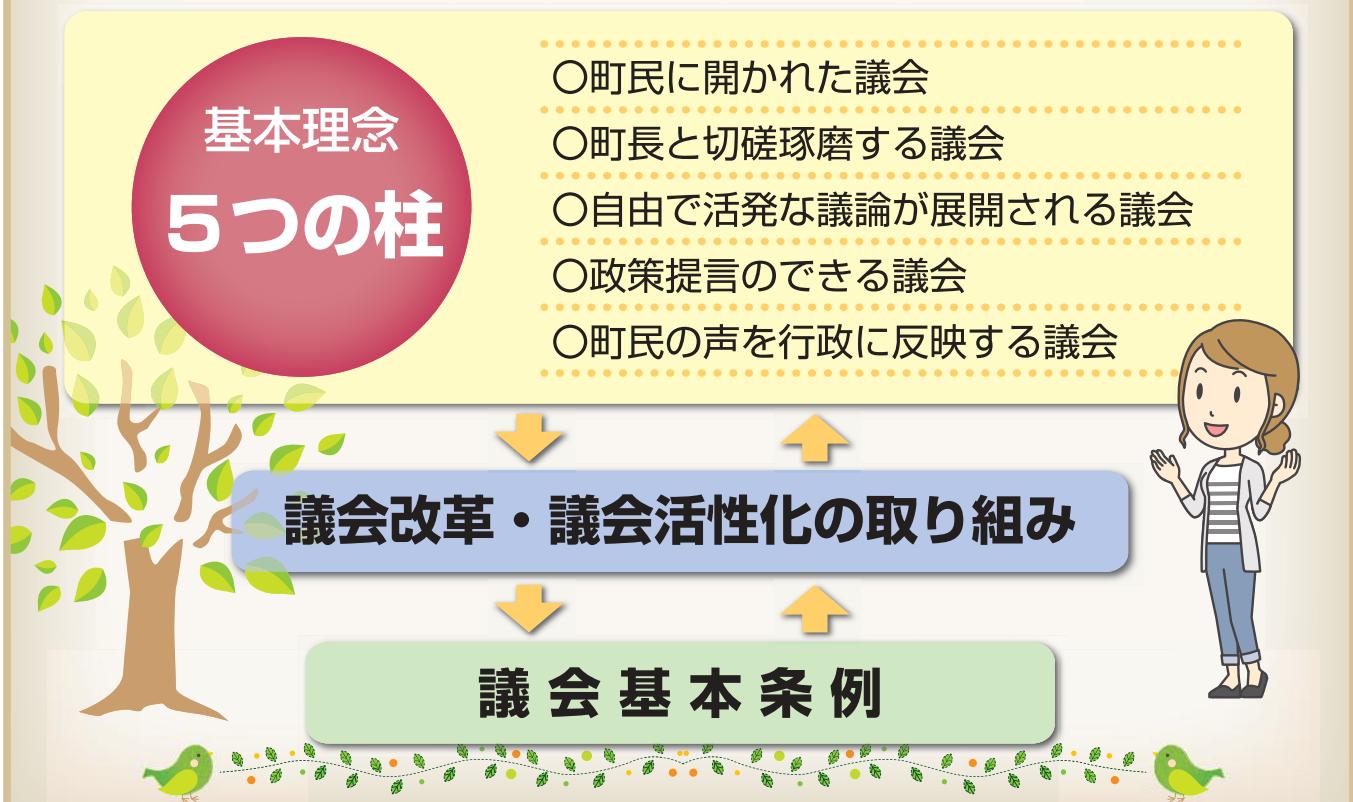
### 身延町議会基本条例の制定までの経過

平成21年	12月	身延町議会活性化等調査検討特別委員会が設置され、検討が始まる。
平成22年		特別委員会を3回開催
平成24年		特別委員会を9回開催
平成25年		特別委員会を4回開催
平成25年	10月	身延町議会議員改選に伴い、経過報告を行い終了。
平成30年	9月	身延町議会基本条例策定特別委員会が設置され、再度検討が始まる。
平成30年		特別委員会を5回開催
平成31年		特別委員会を4回開催／全員協議会を1回開催
令和元年		特別委員会を2回開催／全員協議会を2回開催
令和元年	9月	定例会最終日に全員賛成で可決し、10月1日公布された。

# 町民・町長・町議会の関係



## 議会基本条例と議会活動の関係



# 身延町議会基本条例の構成

## 前 文

第1章 総則	目的	第1条 目的	
		第2条 基本理念	
第2章 議会・委員会・議員の活動原則	活動の原則	第3条 議会の活動原則	
		第4条 委員会の活動原則	
		第5条 議員の活動原則	
		第6条 議決責任	
第3章 町民と議会との関係	活動の原則に基づく取り組み	第7条 町民との関係	
		第8条 請願者、陳情者の意見陳述	
		第9条 会議等の公開	
第4章 議会と町長との関係		第10条 町長等との関係	
		第11条 議会への政策等提案の説明	
		第12条 予算、決算における政策説明資料の提出	
第5章 自由討議の拡大	取り組みに必要な機能強化	第13条 自由討議による合意形成	
第6章 議会改革の推進		第14条 議会改革の推進	
第7章 議会・議会事務局の体制整備		第15条 議会事務局の体制整備	
		第16条 議員研修の充実強化	
		第17条 参考人・公聴会制度の活用	
		第18条 議会広報の充実	
		第19条 議員倫理	
		第20条 災害時の体制の整備	
第8章 議員の災害対応		第21条 災害時の議員の役割	
第9章 最高規範性	規範性	第22条 条例の位置付け	
附 則	令和元年10月1日施行		



### 【二元代表制（にげんだいひょうせい）】

住民が直接選挙で町長と議員を別々に選ぶ制度。町長は予算や条例などの議案を議会に出したり人事を決めたりする権限を持ち、議会は議案の議決などで町長の行政運営を監視する。

**【執行部（しきゅうぶ）】** 議決機関としての議会に対し、町の事務を執行する町長を始めとする各種の機関（教育委員会、選挙管理委員会、監査委員など）のこと。当局ともいう。

**【条例（じょうれい）】** 地方公共団体が自治立法権に基づいて定める自主法です。条例の制定・改廃は、原則として議会の議決により成立し、町長の公布により効力が生じます。条例案の議会への提案権は、町長だけでなく、議員にも与えられています。

**【合議制（ごうぎせい）】** 行政機関の意思が複数の構成員の合議（相談すること）によって決定される制度。

**【委員会（いいんかい）】** 本会議で議決される議案やその他の事項について、できる限りスムーズに審議ができるよう、あらかじめ審査・調査を行うために設けられた機関です。地方自治法上、議会に条例で設置することが認められている委員会は常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の3種類です。



**【説明責任（せつめいせきにん）】** 議会が議決した事項について、なぜ判断したのか結論だけでなく、その根拠とプロセスを町民に対して明確にすることを意味します。

**【請願（せいがん）】** 憲法で保障された国民の基本的権利で、町民が国や地方公共団体に対し、一定の希望を述べること。議員の紹介により、要件を備えた請願書の提出が必要。議会の審議で採択か不採択かを議決する。



# 第3回臨時会

令和元年11月6日に令和元年第3回臨時会が開催され、新たに各常任委員会委員等を下記のとおり選任しました。  
なお、正副議長・各組合議会選出議員・消防委員・監査委員の変更はありません。

## 総務産業建設常任委員会



後列左から 伊藤(雄)委員・望月委員・田中委員  
前列左から 福與委員・野島委員長・伊藤(達)副委員長・河井委員

## 教育厚生常任委員会



後列左から 赤池委員・渡辺委員・上田委員  
前列左から 広島副委員長・芦澤委員長・川口委員

## 議会構成(各委員会)

議長 柿島良行  
副議長 幸島法明

### 総務産業建設常任委員会

総務・財産・商工業・道路河川・農林業・都市計画等に関する事項

委員長	野島俊博
副委員長	伊藤達美
委員	伊藤雄波
委員	望月悟良
委員	田中一泰
委員	河井淳
委員	福與三郎

### 教育厚生常任委員会

教育・福祉・環境保全・上下水道等に関する事項

委員長	芦澤健拓
副委員長	広島法明
委員	赤池朗
委員	上田孝二
委員	渡辺文子
委員	川口福三

### 予算決算常任委員会

予算及び決算の審査

委員長	上田孝二
副委員長	田中一泰
委員	伊藤雄波
委員	伊藤達美
委員	望月悟良
委員	赤池朗
委員	野島俊博
委員	河井淳
委員	芦澤健拓
委員	福與三郎
委員	渡辺文子
委員	川口福三
委員	広島法明

柿島良行議長については常任委員会等に属しません。



### 議会運営委員会

議会の運営や議長の諮問に関する調査を行い、議案・請願等を審査

委員長	河井淳
副委員長	川口福三
委員	赤池朗
委員	上田孝二
委員	野島俊博
委員	芦澤健拓

### 議会広報編集委員会

議会だよりの編集・発行等に関する事務

委員長	赤池朗
副委員長	伊藤達美
委員	伊藤雄波
委員	望月悟良
委員	上田孝二
委員	広島法明

みのぶ議会だより 号外

◇発行責任者：議長 柿島良行  
〒409-3392 山梨県南巨摩郡身延町切石350  
URL : <http://www.town.minobu.lg.jp/>

TEL 0556-42-2111 (代表)  
FAX 0556-42-2127